

資料 2

関市自治基本条例策定審議会 (H25. 12. 19)

9 参画と協働

(3) パブリックコメント

- 1 行政は、重要な条例、計画、制度等を定めようとするときは、事前にその内容を公表し、市民から意見を募るパブリックコメントを実施します。
- 2 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見を尊重して意思決定を行います。
- 3 行政は、パブリックコメントにより提出された市民の意見に対し、行政の考え方を公表します。

<説 明>

市の重要な施策等の決定過程に市民の意見を取り入れるパブリックコメントに関する条項です。

○市民生活にとって重要な条例、計画、制度等を定めようとする前に、あらかじめ市民の意見を聞くパブリックコメントを自治基本条例に規定することにより、パブリックコメントを義務付けるものです。

○パブリックコメントにより寄せられた市民意見に対して、行政として説明責任を果たし、必ず市の考え方を回答しなければなりません。
また、寄せられた市民意見は尊重しなければなりません。

(4) 地域委員会の設立と支援

- 1 市民は、地域の課題を解決するため、概ね小学校区内の多様な団体を構成される地域委員会を設立することができます。
- 2 市民は、誰もが参加できる地域委員会の運営に努めます。
- 3 市民は、地域委員会が取り組む活動方針や内容を定めた地域振興計画の策定に努めます。
- 4 行政は、地域委員会の活動を支援し、協働します。

<説明>

関市の地域づくりの主体となる地域委員会に関する条項です。

○概ね小学校区に一つ、地域の市民（住民、各種団体、NPO法人など）が主体となる地域課題を解決する組織、地域委員会（市民が主体となった地域づくり組織）を設立できます。

○地域委員会は、地域の課題や活動の方針、課題の解決策等を定めた地域振興計画を策定し、地域課題や活動を地域内の市民と共有します。また、地域委員会の活動には、誰もが参加できます。

○行政は、地域委員会の設立や活動を支援し、協働して、住み良い地域をつくれます。

(5) まちづくり市民会議の開催等

- 1 市長は、市民とともにまちづくりを進めるため、市民が自主的に参加し、市政に関する施策を提案するまちづくり市民会議を開催します。
- 2 市民は、まちづくり市民会議の運営に積極的に参加できます。
- 3 行政は、まちづくり市民会議を支援し、協働します。

<説 明>

市民からの政策提言を受ける会議体「まちづくり市民会議」に関する条項です。

○市政全般に関する課題を市民の視点から洗い出し、行政へ政策提言ができる会議体「まちづくり市民会議」を設置します。

行政だけで市の施策を考えるのではなく、市民が自ら市の施策を考えることにより、新しい施策をつくります。

○まちづくり市民会議は、市民で構成する会議体で、市の施策の課題、効果などの検討を行い、市民目線にたった施策の提言を行います。

○行政は、まちづくり市民会議の運営を支援し、市民からの提案を検討し、その実現に努めます。

(6) まちづくりに関する住民の満足度調査

- 1 市長は、まちづくりに関して、住民の満足度調査を毎年実施します。
- 2 市長は、住民の満足度調査結果を公表し、市政に反映します。

<説 明>

まちづくりに関する市民の意識調査の実施を市に義務づける条項です。

○市民の満足度を向上させることが行政の目的であり、市長は毎年、市民の意識調査を行うことで、施策の改善や充実を図ります。

○現在、関市では、年に一度、様々な分野の施策に市民の意見を反映するために市民の意識調査を行い、その結果を「まちづくり通信簿」として広く公開しています。

(7) 市民活動センターの設置等

- 1 市民は、市民活動団体の役割や意義を理解し、その活動に参加するよう努めます。
- 2 行政は、市民活動団体の自主性を尊重し、その活動を支援します。
- 3 市長は、市民と行政との協働を推進するため、関市市民活動センターを設置します。

<説明>

公益的な市民活動に関する支援を規定する条項です。

○近年、ボランティア団体、NPO法人などの市民活動団体が果たす役割が重要になってきました。その活動は公益性があり、市民生活を豊かにする活動もあります。市民は、そのような公益的な市民活動が果たす役割、意義を理解して、その活動に参加することが重要です。

○市長は、公益的な市民活動の重要性に鑑み、市民活動助成金やNPO法人に対する認証事務など支援します。

○市民の自主的なまちづくりを推進するため、相談業務、コーディネート、活動の助言などを行う中間支援組織・関市市民活動センターを設置しています。

10 国、県及び他の自治体等との協力

(1) 国、県及び他の自治体との協力

行政は、より良い市政を運営するため、国、県その他の自治体と相互の主体性を尊重し、対等の立場で連携協力します。

<説明>

国、県その他の自治体の連携協力を推進する規定支援を規定する条項です。

○国、県及びその他の自治体とは、行政運営を行う上で、対等な立場で連携協力することが大切です。

自治を推進する上で、共通の課題の情報交換をして、課題解決のために連携をし、自治体間の交流を活発化しなければなりません。

○証明発行業務、観光分野、道路や公共交通網など広域的な自治体の連携により、さらに効果があがる事業があります。今後、一層、広域的な自治体の連携により、住みやすく快適な圏域をつくらねばなりません。

(2) 他地域との交流

市民、議会及び行政は、国内外の団体や地域との多様な交流をまちづくりに生かします。

<説明>

国際交流や国内他地域との交流に関する条項です。

- 現代は、国際化の進展、交通網の発達、インターネット環境の整備など、他地域との人や団体との交流が容易にできるようになりました。そのような時代にあって、広い視野を持って関市をみるのが大切です。国内外の団体や他地域との交流を行うことで得られたことを、関市のまちづくりに生かすことで、新しい時代にふさわしい関市をつくることができます。

1 1 その他

(1) 条例の推進と見直し

- 1 市長は、この条例が定める目的の実現や運用を図るため、関市自治基本条例推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置します。
- 2 市長は、推進委員会の組織及び運営に関し必要なことは、別に定めます。
- 3 市長は、この条例を見直す必要があるときは、推進委員会の意見を聴いて条例を見直します。

<説 明>

自治基本条例の適正な運用と推進を図るために設置する附属機関に関する条項です。

○自治基本条例が形骸化しないように、その運用や進捗を管理する「関市自治基本条例推進委員会」を設置します。

○この委員会の組織や運営については、他の条例や規則に委任します。

○市長は、社会情勢の変化など必要に応じて、推進委員会の意見を聴いて、本条例を見直します。

(2) 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、別に定めます。

<説明>

自治基本条例の施行における他の規則等への委任に関する条項です。

○自治基本条例の施行に関して必要な事項は、他の規則等において明らかにします。